

# いじめ防止基本方針

白河市立信夫第一小学校

## 1 基本方針

### (1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、場合によっては、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級の無秩序や閉鎖性などの集団の構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけでなく、「観衆」（はやし立てたりおもしろがったりする存在）や「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えている者）が存在することもある。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法第2条の規定による]

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめられた児童生徒が感じる被害性に着目すること。  
(好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合でも、法が定義するいじめに該当する。)
- ② 特定の教職員のみの判断ではなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断すること。※「いじめ対策委員会」
- ③ 物理的な影響とは、身体的影響のほか金品をたかられたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどの行為の影響までを含んでいること。
- ④ 児童生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるいじめの場合には、教育的配慮や保護者の意向をふまえて警察と連携した対応をすること。
- ⑤ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること。
- ⑥ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されること。

### (3) いじめと考える態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる。
  - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
  - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
  - ウ 謙謗・中傷することを文字にしてからかわれる。

- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。  
ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。  
イ 遊びやゲームに意識的に入れないとされる。  
ウ 席を離される。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。  
ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。  
イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。  
ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。  
ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。  
イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。  
ウ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。  
ア 使い走りをさせられたり、万引きや金銭を強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。  
イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。  
ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコン、情報端末（携帯電話、スマートフォンなど）、ゲーム機等で誹謗・中傷や嫌なことをされる。  
ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗・中傷の情報を載せられる。  
イ いたずらや脅迫メールが送られる。  
ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

## 2 いじめ防止等のための取組

### （1） いじめの未然防止のための取組

- ① 「わかる」「できる」授業づくり  
ア 生徒指導の機能を生かした教科指導を行う。  
イ 言語活動を重視し、言語力とコミュニケーション力を育てる。
- ② 学級経営の充実  
ア 学級の中で、一人一人に自己存在感や自己有用感を味わわせる。  
イ 自尊感情を育て、自己実現を図る。
- ③ 道徳教育の充実  
ア 道徳の授業の中で「いじめ」を題材に取り上げ、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。  
イ いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ④ 児童がいじめを考える取組の実施  
ア 児童会を中心とした「いじめ防止スローガン」の制定や、代表委員会での話し合いを実施する。  
イ 情報教育の中で「ネット上のいじめ」をはじめとする情報モラルについての指導を行う。  
ウ 登校班を中心に、あいさつ運動を実施する。
- ⑤ 保護者との連携の強化  
ア 参観日や懇談会においていじめ防止に関する話し合いの場をもつ。  
イ 個別懇談や教育相談を実施する。（随時）

⑥ いじめ対策に関する共通理解

ア いじめ対策の方針や手立てを教職員が共通理解するため、生徒指導について話し合う機会を毎月もつ。（職員会議時）

イ 保護者会等で、学校のいじめ対策に関する説明の場をもつ。

⑦ メディアコントロールの推進

ア 電子メディアへの過剰な接触を避け、家族の団らんや読書時間の確保等を通して児童の心の安定を図るために、メディアコントロール推進の取組を行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

① 定期的なアンケート調査の実施

ア 児童対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。

・ 学校生活アンケート・・・・・・4月, 6月, 9月, 11月, 1月

・ ハイパーQ-Uテスト・・・・・・6月(2~6年), 11月(全学年)

児童の学級生活や学校生活の情報や学級集団についての情報を得て、児童への対応や学級経営の改善箇所を見いだし対応する。

イ 保護者対象のアンケート調査を実施する。

・ いじめに関するアンケート・・・6月, 9月, 11月

② 個別面談等の実施

ア 教育相談を実施し、個別に様子を把握する。

・ 学校生活アンケート実施後の面談・・・4月, 6月, 9月, 11月, 1月

イ 個別面談等を実施し、保護者から様子を把握する。

・ 家庭訪問・・・4月

・ 個別懇談・・・12月

・ 学級懇談会・・・4月, 7月, 2月

### 3 いじめ防止及び対応のための組織

(1) 組織の設置

いじめの未然防止、早期発見及びいじめ事案への対応措置を組織的、実効的に行うため、その中核となる次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、（スクールカウンセラー）（担任）

③ 役割

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、及び年間計画の作成、検証、修正

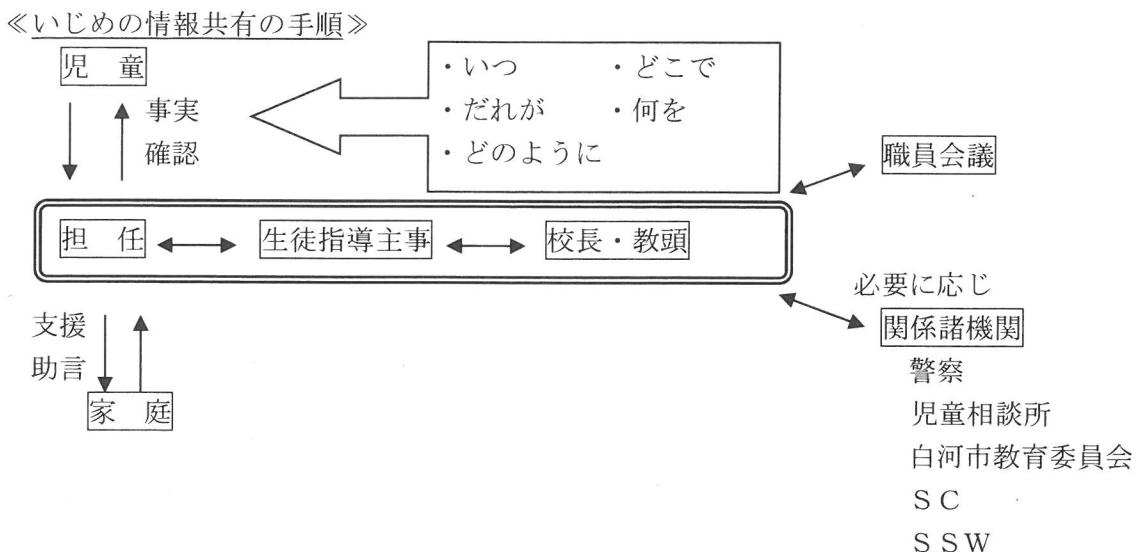
イ いじめの相談、通報の窓口

ウ いじめの疑い等の情報、児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑い等に係る情報があった際の組織的対応のための連絡、調整

オ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処

（会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制の構築、対応方針の決定、保護者との連携など）



## (2) 組織での対応の留意点

### ① いじめられた児童への支援

事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発防止のため、必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者の協力を得て、いじめを受けた児童及びその保護者への支援や助言を行う。

### ② 取り巻きや傍観者への指導

いじめに同調した児童、傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、行動の変容につなげる。

### ③ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた際には、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。特に、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し、緊急性がある場合には、直ちに警察署に通報し、協力を仰ぐ。

### ④ ネット上の書き込み等への対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、「いじめ対策委員会」において対応を協議し、関係児童から聞き取り等を行い、被害にあった児童のケア等、必要な支援を行う。また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて警察署や法務省人権擁護部等と連携して対応する。

### ⑤ 教職員の共通理解

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策委員会に対して当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。(学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会への報告を行わないことは、同項の規定に違反しうる。)

## 4 重大事態発生時の対応

### (1) 重大事態に該当するいじめ

#### ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき  
相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う。
- ③ 児童や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申立があったとき。

## (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、市教育委員会に迅速に報告する。

## (3) 重大事態の調査

### ① 調査の実施

ア 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。

イ 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「白河市いじめ防止対策委員会」から人的派遣を得る。

ウ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断された場合は、「白河市いじめ防止対策委員会」が主体となって調査を実施する。

エ 重大事態が発生した場合には、調査組織の指示に従ってアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに報告する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する。

オ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に留意する。

### ② 調査実施方法・内容

#### ア 調査内容

調査に当たっては、重大事態に至る要因となつたいじめが、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのように行われ
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅して明確にする。この際、客観的事実を速やかに調査し、因果関係の特定を急ぐべきではない。

#### イ いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童から丁寧に聞き取る。
- ・ 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。このとき、いじめられた児童や情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先とする。
- ・ いじめた児童に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた児童に対して、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活が送れるように支援を行う。

#### ウ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合（児童の入院や死亡など）

- ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う。

### ③ 調査結果の提供及び報告

#### ア 当該児童及び保護者への説明

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査結果の説明を行う。

#### イ 市教育委員会への報告

調査結果については、学校より市教育委員会へ報告を行う。その際、説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市教育委員会に送付する。

## 5 いじめ解消の基準

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していること。

### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 6 年間計画

月	児童への指導 児童の取組	面談・アンケート等	校内研修 保護者等への説明	評価
4月	いじめ相談ダイヤルの周知	第1回学校生活アンケート 家庭訪問	学校基本方針の公表 保護者会での説明 学級懇談会	
5月	児童会総会 いじめについて考える 学級活動（各学年）		ホームページへの掲載	
6月	本年度スローガン決定 (代表委員会)	第2回学校生活アンケート 第1回保護者アンケート 教育相談 第1回ハイパーQUテスト (2～6年)		
7月	夏休み事前指導		学級懇談会	
8月				
9月	ネットいじめについて 考える活動（情報）	第3回学校生活アンケート 第2回保護者アンケート 教育相談		中間評価
10月				
11月		第2回ハイパーQUテスト (全学年) 第4回学校生活アンケート 第3回保護者アンケート		
12月	いじめについて考 える週間（人権） 冬休み事前指導	教育相談 個別懇談		
1月		第5回学校生活アンケート		年間評価
2月	児童会取組反省		学級懇談会	評価結果公表
3月	春休み事前指導			

## 7 評価と改善

- (1) 学校評価に合わせ、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- (2) 評価の結果を踏まえ、次年度に向けての改善を行う。
- (3) いじめ防止基本方針が学校の実態に即して適切に機能しているかを点検し、適宜見直す。